

REACH認可対象物質リスト (附属書XIV) 申告の承認基準

重要 – 本ガイドラインは情報提供のみを目的としたものであり、法的助言を構成するものではありません。このガイドは、サプライチェーンにおける化学物質の登録、評価、認可、制限 (REACH) に関する2006年12月18日の欧州議会および欧州評議会の規則 (EC) No 1907/2006に準拠していることを伝えるためのものです。以下の承認基準は、REACH 認可リスト (附属書XIV) の物質の存在を伝達するためのものです。受け入れ可能な申告書は、以下を情報を全て含みます。

1. 会社のロゴやレターヘッドを挿入します。

申告/証明書が正式な会社のリリースであることを示す必要があります。

2. 適切なREACH規則の法的参照を含みます。

この場合、化学物質の登録、評価、認可および制限 (REACH) に関する2006年12月18日の欧州議会および欧州評議会の規則 (EC) No 1907/2006に準拠するために作成される法令の規制の代替的な名称として認められている実際のタイトルを含めてください。

a. REACHの附属書XIV (認可リスト)。

3. 申告の対象となっている部品または製品への固有の参照を含みます。

4. コンプライアンスステータスを宣言します。下記二択のどちらかを選択してください。

a. 部品または製品が、部品の製造、維持、または修理のために、認可プロセスの対象となる物質を使用していないことを明記します。

b. 部品または製品が、部品の製造、維持、または修理のために、認可プロセスの対象となる物質を使用していることを明記します。

部品または製品に認可リスト物質が含まれている場合、宣言書には、どの物質が含まれているかを記載し、それらが含まれている部品または製品に直接リンクされていなければなりません。

5. 適切な権限のある代表者が署名していること。

代表者の氏名、連絡先、および役職を記載する必要があります。

6. 日付も最新のものであること。

REACH 認可リスト (附属書 XIV) は定期的に更新されています。したがって、宣言は、それがリストの最新の追加に適用されることを識別し、申告の日付を特定しなければなりません。

a. REACH 認可リスト (附属書 XIV) は、ここに掲載されています。 echa.europa.eu/authorisation-list